

【報道資料参考資料】

自殺予防に関する調査結果＜ポイント＞参考データ

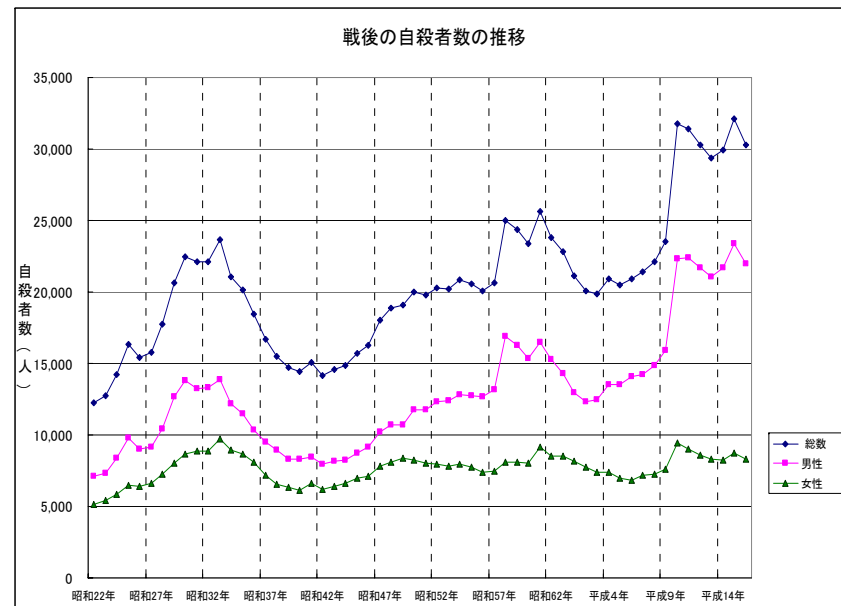
資料 1	戦後の自殺者数の推移	1
資料 2	自殺者数と交通事故死者数等との比較	2
資料 3	自殺死亡率の国際比較	3
資料 4	自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議	4
資料 5	自殺に関する統計を把握していない都道府県及び 都道府県における自殺予防対策の取組状況	5
資料 6	自殺に関する統計の概要	6
資料 7	自殺未遂及び自殺の実態把握の取組状況	7
資料 8	都道府県、政令指定都市及び市町村における住民を対象とする 自殺予防に関する正しい理解の普及・啓発についての取組状況	8
資料 9	電子メールによる相談を実施している機関	9
資料 10	救急医療機関における自殺未遂者に対する精神科医によるケアの実施状況	10
資料 11	教育委員会による自殺予防に関する独自の取組の実施状況	11

資料 1

戦後の自殺者数の推移

年	総数	男性	女性
昭和 22 年	12,262	7,108	5,154
昭和 23 年	12,753	7,331	5,422
昭和 24 年	14,201	8,391	5,810
昭和 25 年	16,311	9,820	6,491
昭和 26 年	15,415	9,035	6,380
昭和 27 年	15,776	9,171	6,605
昭和 28 年	17,731	10,450	7,281
昭和 29 年	20,635	12,641	7,994
昭和 30 年	22,477	13,836	8,641
昭和 31 年	22,107	13,222	8,885
昭和 32 年	22,136	13,276	8,860
昭和 33 年	23,641	13,895	9,746
昭和 34 年	21,090	12,179	8,911
昭和 35 年	20,143	11,506	8,637
昭和 36 年	18,446	10,333	8,113
昭和 37 年	16,724	9,541	7,183
昭和 38 年	15,490	8,923	6,567
昭和 39 年	14,707	8,336	6,371
昭和 40 年	14,444	8,330	6,114
昭和 41 年	15,050	8,450	6,600
昭和 42 年	14,121	7,940	6,181
昭和 43 年	14,601	8,174	6,427
昭和 44 年	14,844	8,241	6,603
昭和 45 年	15,728	8,761	6,967
昭和 46 年	16,239	9,157	7,082
昭和 47 年	18,015	10,231	7,784
昭和 48 年	18,859	10,730	8,129
昭和 49 年	19,105	10,723	8,382
昭和 50 年	19,975	11,744	8,231

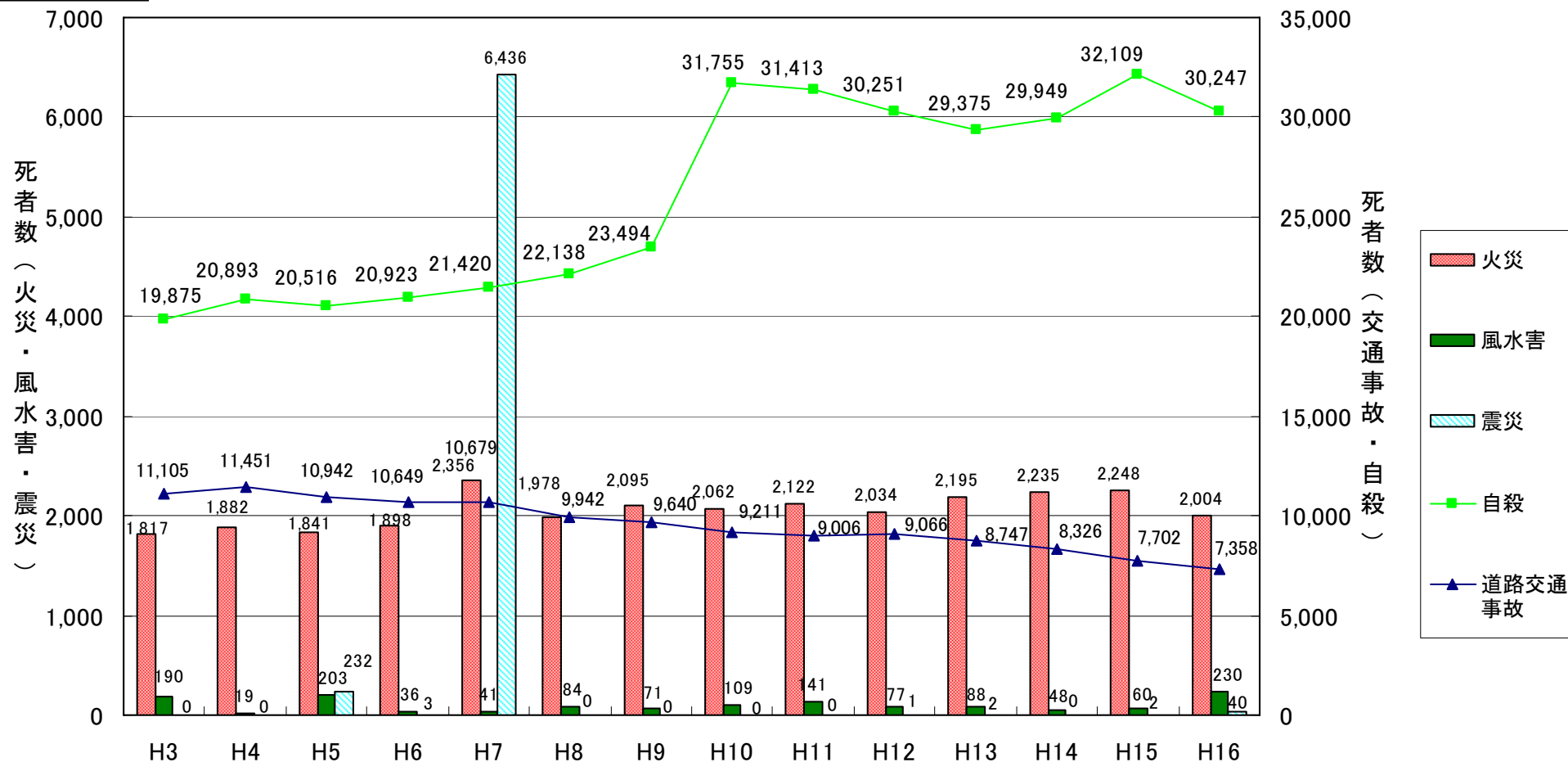
年	総数	男性	女性
昭和 51 年	19,786	11,744	8,042
昭和 52 年	20,269	12,299	7,970
昭和 53 年	20,199	12,409	7,790
昭和 54 年	20,823	12,851	7,972
昭和 55 年	20,542	12,769	7,773
昭和 56 年	20,096	12,708	7,388
昭和 57 年	20,668	13,203	7,465
昭和 58 年	24,985	16,876	8,109
昭和 59 年	24,344	16,251	8,093
昭和 60 年	23,383	15,356	8,027
昭和 61 年	25,667	16,499	9,168
昭和 62 年	23,831	15,281	8,550
昭和 63 年	22,795	14,290	8,505
平成元年	21,125	12,939	8,186
平成 2 年	20,088	12,316	7,772
平成 3 年	19,875	12,477	7,398
平成 4 年	20,893	13,516	7,377
平成 5 年	20,516	13,540	6,976
平成 6 年	20,923	14,058	6,865
平成 7 年	21,420	14,231	7,189
平成 8 年	22,138	14,853	7,285
平成 9 年	23,494	15,901	7,593
平成 10 年	31,755	22,349	9,406
平成 11 年	31,413	22,402	9,011
平成 12 年	30,251	21,656	8,595
平成 13 年	29,375	21,085	8,290
平成 14 年	29,949	21,677	8,272
平成 15 年	32,109	23,396	8,713
平成 16 年	30,247	21,955	8,292



(注) 人口動態統計(厚生労働省)の自殺死亡者数による。

資料 2

自殺者数と交通事故死者数等との比較

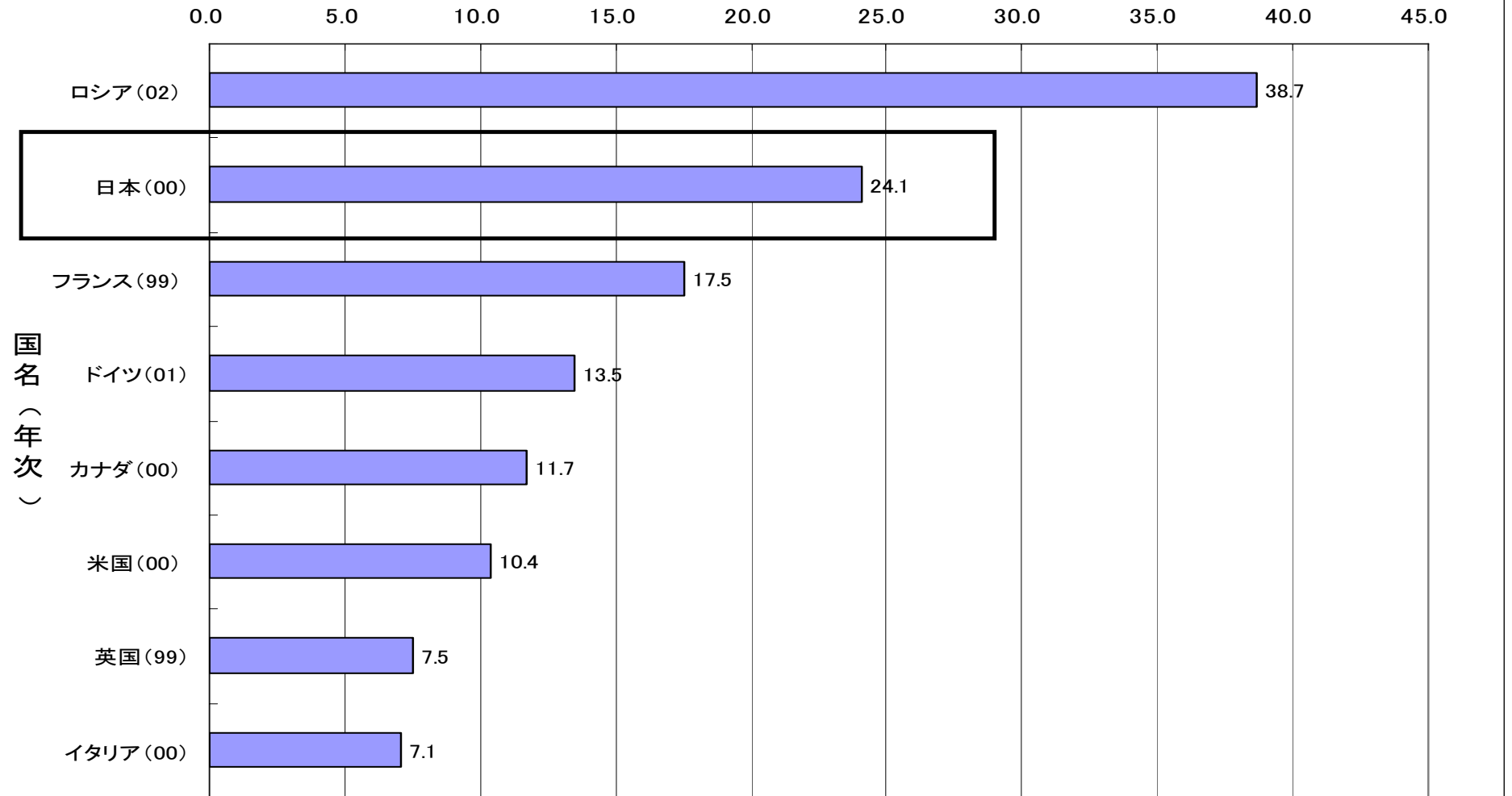


(注) 人口動態統計（厚生労働省）、交通事故統計（警察庁）、消防白書及び消防庁資料による。

資料 3

自殺死亡率の国際比較 (WHO資料)

自殺死亡率(人口10万対)



(注) WHO資料による。

自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議

平成十七年七月十九日
参議院厚生労働委員会

警察庁が公表した「平成十六年中における自殺の概要」によると、我が国では昨年一年間に三万二千三百二十五人が自ら命を絶っており、七年連続で三万人を上回っている。また、人口十万人当たりの自殺死亡率は、我が国では二十五・三人となっている。欧米の先進諸国と比較すると、我が国の自殺死亡率は突出して高い。さらに、自殺未遂は既遂の十倍以上あると言われている。年間自殺者が三万人を上回るということは、未遂者が三十万人以上いると推計される。また、自殺や自殺未遂により、遺族や友人など周囲の少なくとも数人が深刻な心理的影響を受けるとされており、全国で毎年、百数十万人の人々が自殺問題に苦しんでいることになる。政府は、平成十三年度から自殺予防対策費を予算化し、相談体制の整備、自殺予防のための啓発、調査研究の推進等の対策に取り組んできた。平成十四年には、自殺防止対策有識者懇談会が「自殺予防に向けての提言」を取りまとめ、包括的な自殺防止活動の必要性を訴えている。しかしながら、その施策が個人を対象とした対症療法的なものに偏っていたこともあり、その後も自殺者数は、なお高い水準にある。

多くの自殺の背景には、過労や倒産、リストラ、社会的孤立やいじめといった社会的な要因があると言われている。我々は、世界保健機関が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」であると明言していることを踏まえ、自殺を「自殺する個人」の問題だけに帰すことなく、「自殺する個人を取り巻く社会」に関わる問題として、自殺の予防その他総合的な対策に取り組む必要があると考える。

政府においても、このような認識の下に、これまでの自殺防止関連施策が十分に効果を発揮していない現状を検証し、自殺による死者数の減少と自殺死亡率の引下げを図るとともに、自殺した人の遺族や自殺未遂者に対するケアの充実を図るため、次の事項について、緊急かつ積極的な施策を推進することによって、自殺問題に関する総合的な対策を講ずるべきである。

一、政府は、自殺問題に関し、総合的な対策を推進するため、関係府省が一体となってこの問題に取り組む意志を明確にするとともに、対策の実施に当たって総合調整を進める上で必要な体制の確保を図ること。

二、効果的な自殺予防対策を確立するため、自殺問題に関する調査研究や情報収集・発信等を行う拠点機能の強化を図るとともに、自殺の原因について、精神医学的観点のみならず、公衆衛生学的観点、社会的・文化的・経済的観点等からの多角的な検討を行い、自殺の実態の解明に努めること。

三、自殺問題全般にわたる取組の戦略を明らかにし、個人を対象とした対策とともに社会全体を対象とした対策を重点的かつ計画的に策定し、その実施に必要な予算の確保を図ること。

四、情報の収集・発信等を通じ、関係府省が行う対策を支援、促進し、地方公共団体や日夜相談業務等に携わっている民間団体等とも密接に連携を取りながら、総合的な対策を実施していく「自殺予防総合対策センター（仮称）」を設置すること。

五、自殺した人の遺族や自殺リスクの高い自殺未遂者に対する支援については、プライバシーへの配慮を含め、万全を期すこと。その際、全国で百万人を超えると言われる遺族や自殺未遂者に対する心のケアが自殺の社会的・構造的要因の解明や今後の自殺予防に資することの意義についても、十分認識すること。

右決議する。

(注) 下線は当省が付した。

資料5

自殺に関する統計を把握していない都道府県

(単位：都道府県)

区分	総数		男女別		男女別年齢階層別	
	自殺者数	自殺死亡率	自殺者数	自殺死亡率	自殺者数	自殺死亡率
未把握都道府県数	4	13	9	25	13	38

(注) 当省の調査結果による。

都道府県における自殺予防対策の取組状況

(単位：都道府県)

区分	自殺予防対策を実施		特段の自殺予防対策を実施せず
		うち限定的な取組	
都道府県数	31	19	16

(注) 当省の調査結果による。

資料6

自殺に関する統計の概要

統計名	人口動態統計	自殺死亡統計	自殺の概要資料
実施機関	厚生労働省大臣官房統計情報部	厚生労働省大臣官房統計情報部	警察庁生活安全局
目的	我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	人口動態統計について、多方面からの利用を促進する目的から、通常の年次報告だけではなく自殺による死亡をテーマに重点を置いて解析し、「人口動態統計特殊報告」の一つとして刊行する。	死体の検視等を通じて自殺の実態をある程度把握しうる立場にある警察において、その実態を可能な範囲で統計上明らかにすることにより、関係機関等による自殺の防止のための諸施策に寄与する。
調査周期	毎年	不定期（これまで昭和52年、59年、平成2年、11年、17年の5回）	毎年
調査事項等	〔人口動態調査死亡票〕 ①死亡者の氏名・性別、②死亡年月日、③死亡した時の職業、④死亡場所、⑤死亡の原因等	人口動態統計において得られたデータを使用しており、当該統計の作成に当たって、追加的な調査は行っていない。	検視又は見分を行った死体が自殺体と判明したものについて、自殺者の属性、自殺の場所、手段、原因・動機等を警察官が「自殺統計原票」（警察庁から都道府県警察に示している様式）に記入
主な公表項目	①自殺者数、自殺死亡率及び死因順位の年次推移、②自殺の手段、③死亡の場所、④世帯の主な仕事、⑤配偶者の有無別の自殺者数、⑥都道府県別の自殺者数、自殺死亡率	①自殺者数、自殺死亡率の年次推移、②年齢階級別、③死因順位、④曜日別、⑤時間別、⑥死亡月別1日平均、⑦配偶関係別、⑧手段別、⑨都道府県別、⑩職業・産業別、⑪平成6年～15年の状況、⑫国際比較	①昭和53年からの自殺者数・自殺死亡率の年次推移、②原因・動機別・年齢別自殺者数、③職業別自殺者数、④年齢別自殺者数の年次推移、⑤原因・動機別・職業別自殺者数等

(注) 1 当省の調査結果による。

2 自殺死亡統計の主な公表項目は、平成17年のものであり、下線を付している項目は、17年の同統計において、初めて集計された項目である。

資料 7

自殺未遂及び自殺の実態把握の取組状況

(単位：機関)

機 関 別	調査した機関数	自殺未遂及び自殺の実態把握を両方行っているもの	自殺未遂の実態把握を行っているもの	自殺の実態把握を行っているもの	計
都 道 府 県	47	1	0	0	1
政 令 指 定 都 市	14	0	0	0	0
市 町 村	109	0	0	2	2
精神保健福祉センター	58	0	1	0	1
保 健 所	47	0	0	2	2
救 急 医 療 機 関	18	0	4	0	4
計	293	1	5	4	10

(注) 当省の調査結果による。

資料 8

都道府県、政令指定都市及び市町村における住民を対象とする自殺予防に関する正しい理解の普及・啓発についての取組状況

47 都道府県及び 14 政令指定都市における普及・啓発の取組状況

(単位：都道府県、市)

普及・啓発の 取組状況 機関の区分	普及・啓発の取組あり			普及・啓発の取組なし			当該都道府県等 としての取組で なく、一部の保 健所等が独自の 取組を実施	合計
	県内全域を 対象に実施	地域を限定 したモデル 事業などの 取組を実施	小計	平成 17 年 度中に取 組を開始 する予定	取組の予 定なし	小計		
都道府県	12	5	17	11	16	27	3	47
政令指定都市	0	1	1	0	13	13	0	14

(注) 当省の調査結果による。

109 市町村における普及・啓発の取組状況

(単位：市町村)

都道府県による普及・啓発の取組あり 都道府県による取組 の中で実施	都道府県による普及・啓発の取組なし				合計
	独自の普及・啓発の 取組あり	独自の普及・啓発の取組なし			
		平成 17 年度中に取組 を開始する予定	取組の予定なし	小計	
5	23	2	79	81	109

(注) 当省の調査結果による

電子メールによる相談を実施している機関

(単位：機関)

機 関 名	調査機関数	電子メールによる 相談実施機関数
精神保健福祉センター	58	4
保健所	47	1
勤労者予防医療センター及び勤労者予防医療部 (労災病院に併設)	10	1
地域産業保健センター	17	3

(注) 1 当省の調査結果による。

2 電子メールによる相談実施機関については、電子メールによる相談に対し、改めて電話相談や来所相談を行うよう回答している2精神保健福祉センター並びに軽微な照会にのみ回答している4精神保健福祉センター及び3保健所を除いた。

資料 10

救急医療機関における自殺未遂者に対する精神科医によるケアの実施状況

(単位：機関)

区 分	調査機関数	入院中に精神科医によるケアを実施		退院後の精神科医によるケアに配慮	
		有	無	有	無
精神科のある救急医療機関	15	15	0	15	0
精神科のない救急医療機関	3	1	2	2	1
計	18	16	2	17	1

(注) 当省の調査結果による。

資料 11

教育委員会による自殺予防に関する独自の取組の実施状況

(単位：教育委員会)

教育委員会 区 分	調査した教育 委員会数	市町村教育委員 会等に対する自 殺予防の指導の 徹底の通知及び 指導用資料の配 布	公立学校の教職 員を対象とする 研修に自殺予防 に関するカリキ ュラムを設定	児童生徒の自殺 予防に関する教 職員向けのマニ ュアルの作成・ 配布及び自殺が 発生した場合の 専門家の派遣	自殺等の緊急の 事故が発生した 場合の児童生徒 等への対応につ いての教職員向 けのマニュアル の配布	自殺等により児 童生徒の多くが 心の傷を負うよ うな重大な事 件・事故が学校 で発生した場合 の専門家チーム の学校への派遣	計
都道府県	16	2	1	1	2	1	7
政令指定都市	2	—	0	0	0	0	0
市町村	17	—	0	0	1	0	1
計	35	2	1	1	3	1	8

(注) 当省の調査結果による。